

上市町建設請負工事成績評定通知要領

(趣旨)

第1条 この訓令は、上市町建設請負工事成績評定要領（平成27年上市町訓令第2号。以下「評定要領」という。）第7条の規定による通知に関し必要な事項を定めるものとする。

(対象工事)

第2条 工事成績評定（以下「評定」という。）の通知の対象とする工事は、評定要領第2条の規定による工事とする。

(評定点の通知)

第3条 町長は、評定要領第3条に規定する評定者から評定の報告がなされた後、速やかに工事成績通知書（様式第1号）により、当該工事の受注者に評定点を通知するものとする。評定要領第8条第1項の規定により評定点を修正したときも、同様とする。

(説明請求)

第4条 前条に規定する通知を受けた者は、当該通知を受けた日から起算して14日以内に工事成績評定に係る説明請求書（様式第2号）により、町長に対し評定点について説明を求めることができるものとする。

(説明請求の提出)

第5条 前条の規定による書面の提出先は、上市町財務課とする。

(説明請求に対する回答)

第6条 町長は、評定点の通知を受けた受注者から、評定点等について説明を求められた場合、速やかに工事成績評定に係る説明書（回答）（様式第3号）により回答するものとする。

2 町長は、前項に規定する回答をする場合、上市町建設請負工事成績評定評価委員会（以下「委員会」という。）に意見を聴くことができる。

3 前項の委員会は、別に定める設置要領に基づき設置するものとする。

(再説明請求)

第7条 前条第1項に規定する回答を受けた者は、当該回答を受けた日から起算して14日以内に工事成績評定に係る再説明請求書（様式第4号）により、町長に対し再説明を求めることができるものとする。

(再説明請求に対する回答)

第8条 町長は、前条の説明に係る回答を受けた受注者から再説明を求められた場合、工事成績評定に係る再説明書（回答）（様式第5号）により回答するものとする。

2 町長は、前項に規定する回答をする場合、委員会の意見を聴いて回答するものとする。

(委任)

第9条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は町長が別に定める。

附 則

この告示は、平成28年4月1日から施行する。

様

上市町長

工事成績通知書

貴社が受注した工事について、上市町建設請負工事成績評定要領に基づき評定した結果を下記のとおり通知します。

なお、評定の結果に疑問があるときは、その疑問の旨を付して、この書面の通知を受けた日から起算して14日（「休日」を含む。）以内に、書面により説明を求めることができます。疑問の旨に対する説明は、書面により通知します。

記

- | | | |
|---|-----------|---------------------------------------|
| 1 | 工事名及び工事番号 | 工事 |
| 2 | 発注工種 | |
| 3 | 工期 | 年 月 日から 年 月 日まで |
| 4 | 完成検査年月日 | 年 月 日 |
| 5 | 成績評定（評定点） | 点（項目別評定点は、別紙のとおり） |
| 6 | 問合せ先 | 〒930 - 0393 富山県中新川郡上市町法音寺1番地
上市町役場 |

別紙

項目別評定点

評価項目	細別	評定点／満点
1 施工体制	(1) 施工体制一般	／ 3.3 点
	(2) 配置技術者	／ 4.1 点
2 施工状況	(1) 施工管理	／13.0 点
	(2) 工程管理	／ 8.1 点
	(3) 安全対策	／ 8.8 点
	(4) 対外関係	／ 3.7 点
3 出来形及び品質	(1) 出来形	／14.9 点
	(2) 品質	／17.4 点
	(3) 出来ばえ	／ 8.5 点
4 工事特性 (加点のみ)	施工条件への対応	／ 7.3 点
5 創意工夫 (加点のみ)	創意工夫	／ 5.7 点
6 社会性等 (加点のみ)	地域への貢献等	／ 5.2 点
7 法令遵守等 (減点のみ)		点
8 総合評価方式等 (減点のみ)		点
評定点合計		／ 100 点

年 月 日

上市町長 宛

受注者 住所
商号又は名称
代表者氏名 印

工事成績評定に係る説明請求書

年 月 日付けで通知を受けた工事成績評定結果について、下記のとおり説明を求めます。

記

- | | | |
|---|----------------|----|
| 1 | 工事名 | 工事 |
| 2 | 工事成績評定に係る疑問の内容 | |

様

上市町長

工事成績評定に係る説明書（回答）

年 月 日付けで貴方から説明を求められました評定内容について、下記のとおり回答します。

本説明書に疑問があるときは、その疑問の旨を付して、この書面の回答を受けた日から起算して14日（「休日」を含む。）以内に、書面により再説明を求めることができます。再説明は、上市町建設請負工事成績評定評価委員会の審議を経た上で行います。疑問に対する再説明は、書面により通知します。

記

- 1 工事名 工事
- 2 疑問に対する回答

- 3 問合せ先 〒930 - 0393 富山県中新川郡上市町法音寺1番地
上市町役場 財務課長宛

年 月 日

上市町長 様

受注者 住所
商号又は名称
代表者氏名 印

工事成績評定に係る再説明請求書

年 月 日付け第 号の回答について、下記のとおり再説明を求めます。

記

- 1 工事名 工事
- 2 工事成績評定に係る説明書（回答）に対する疑問の内容

様

上市町長

工事成績評定に係る再説明書（回答）

年 月 日付けで貴方から再説明を求められました評定内容について、下記のとおり回答します。

記

- 1 工事名 工事
- 2 疑問に対する回答